

障害者の方の雇用を考えている事業主の方々へ

実践能力習得訓練を活用しませんか！

国立県営兵庫障害者職業能力開発校

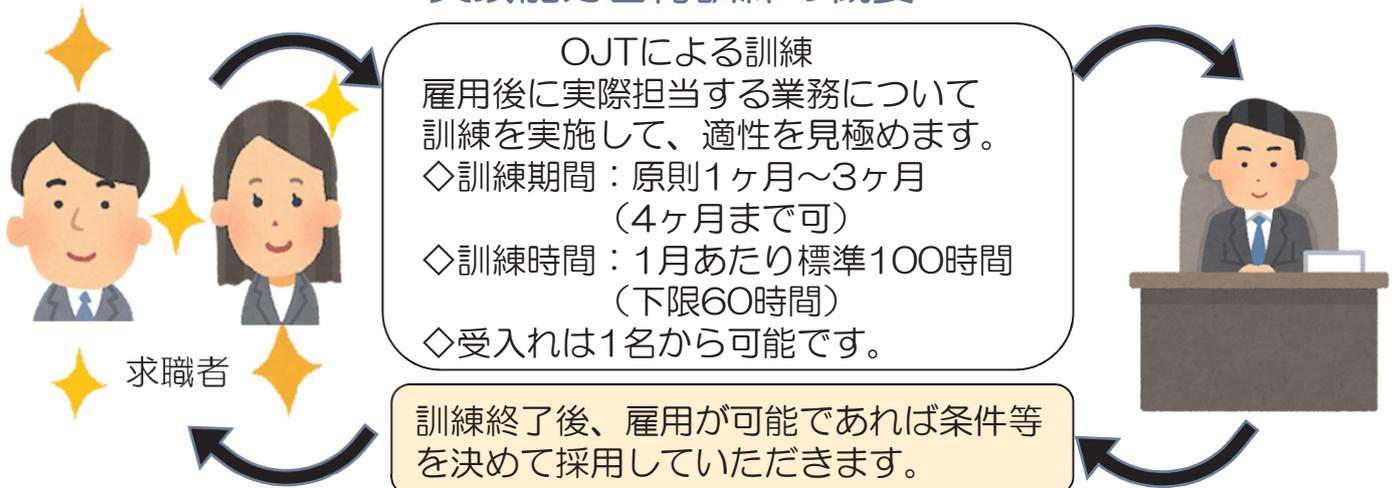
兵庫県では、障害のある方の雇用を進めるために、実践能力習得訓練（委託訓練）を実施しています。

障害を持った方を雇用する前に、仕事が実際にできそうかどうか、対象者の様子や特性を知ること、ミスマッチ防止や、定着率の向上が期待できる制度です。

受け入れ事業所様に、委託金として、訓練生1名あたり月額60,000円（上限・税抜）《中小企業様等は90,000円》を、兵庫県からお支払いします。
※訓練生の方への、手当や給与等の支払は不要です。



実践能力習得訓練の概要



実践能力習得訓練の実施が可能なケースがいくつかあります

- ① 障害者を採用したい企業が、本校をとおして訓練生を募集
- ② 就労移行支援や就労継続B型施設の利用者等の採用を検討している企業が、短期間の職場実習を実施して、もう少し仕事への適性を見たい場合に、訓練生を募集

訓練実施までの流れ

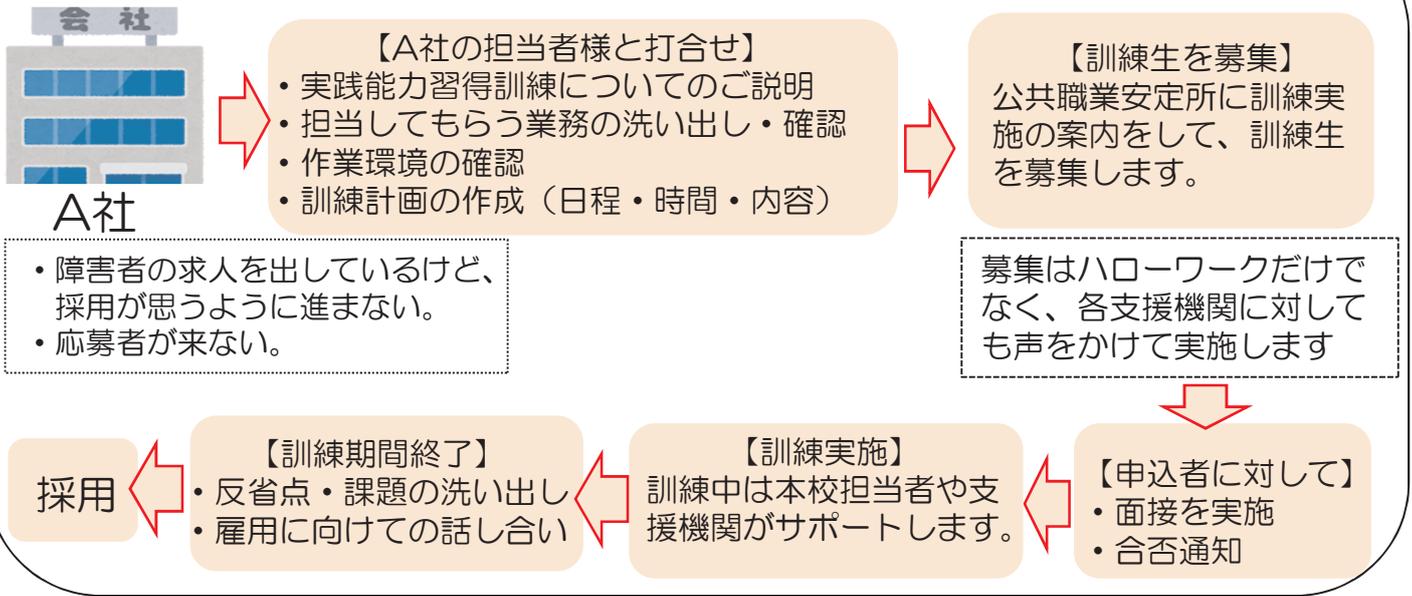
訓練実施エントリーから訓練の実施まで、概ね3週間程度を要します。
訓練の実施にあたっては、本校の委託訓練担当が、企業の担当者様と訓練時間や日数、内容については打合せを行うために企業へ伺います。

お問い合わせ先・・・ 〒664-0845 兵庫県伊丹市東有岡4丁目8番
国立県営兵庫障害者職業能力開発校 TEL 072-782-3217 FAX 072-782-7081
委託訓練担当まで

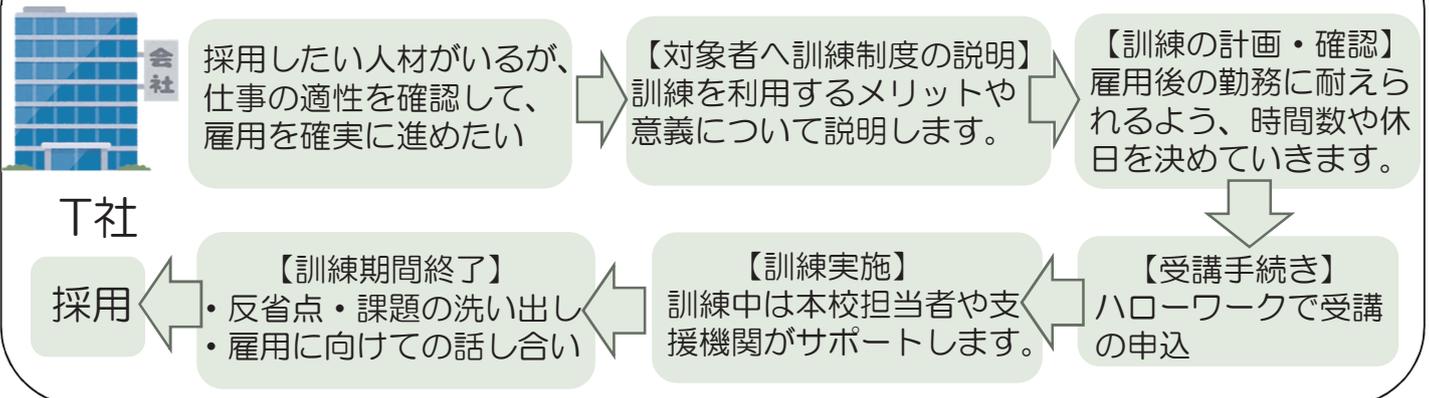
裏面につづく

訓練を活用した事例

ケース1 兵庫障害者職業能力開発校をとおして訓練生を募集する



ケース2 訓練を実施して雇用を確実なものにする



各機関の関わり方

